



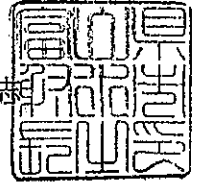
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、平成27年12月24日からその効力を生ずるものとする。

平成27年12月24日

射水市長 夏野元志



市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「神楽町」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	鏡宮		56の1、56の2、57